

足場・仮囲い

添付書類一覧表

●印のついている書類を揃え、申請書類(1部)が必要です。

※足場・仮囲い設置の高さが10メートル以上になる場合は、保護柵設置についての「誓約書」の提出

申請区分		道路占用									承認工事				作業申請	都市計画法32条	
目的内容		管埋設	仮設物	足場等	標識・看板等	日よけ等	架線横架	通路橋	車両乗入口	側溝布設	舗装工事	法面埋立					
道路損傷の有無		有	有	無	有	無	有	無	無	有	無	有	有	有	無		
添付書類	1 申請書	★	●	●	★	★	●	●	★	●	●	★	★	★	★	●	
	2 仕様書	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	3 承諾書 (通行止めの場合のみ)	●	●	▲※1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	4 承諾書 (農業用水路に影響がある場合)	●									●						
	5 位置図 (航空写真図または住宅地図)	★	●	●	★	★	●	●	★	●	●	★	★	★	★	●	
	6 公図写し又は土地整理図	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	
	7 求積図		●	●	★	★	●	●		●	●					●	
	8 現状平面図	★	●	●	★	★	●	●	★	●	●	★	★	★	★	●	
	9 計画平面図	★	●	●	★	★	●	●	★	●	●	★	★	★	★	●	
	10 計画横断面図 (現状地形線を記入)	★	●	●	★	★	●	●	★	●	●	★	★	★	★	●	
	11 構正面図		●	●	★	★	●	●			★						
	12 側面図		●	●	★	★	●	●									
	13 縦断面図	●										●				●	
	14 横断面図 (現状地形線を記入すること)	●								●	●	●				●	
	15 図詳細図	●							★			●	●	●	●	●	
	16 道路復旧図	★	●		●		●			●		★	★	★		●	
	17 保安設備配置計画図	●	●	●※2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	18 標識図(保安設備図へ記載の場合は省略可能)	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	19 現況写真図 (正面・側面・その他)	●	●	●※3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	20 車両乗入設置工事調書・契約書 確約書(アスファルト舗装の場合)										●						
	21 公共施設一覧表																●
	22 道路縦断面図																●
	23 排水計画平面図・縦断面図 (管を埋設する場合)																●
	24 車両軌跡図 (B型 C型乗入の場合)										●						●
	25 誓約書 (設置高10m以上の場合)			●※4													

(備考)

- (※1)は、通行止め・車両通行止めがある場合には地元総代の署名を受けた承諾書の提出して下さい。
- (※2)は、交通規制時の車道等の有効幅員を記入してください。
- (※3)は、現況の現場状態を確認するため、必ず最新の写真にしてください。(撮影時期が古すぎるものはNG)
- (※4)は、足場・仮囲いの設置高さが10メートル以上に及ぶ場合は、誓約書へ署名をし、提出してください。
- 道路占用許可申請に伴う道路使用許可申請書は、市が発行する協議書と合わせて、申請者が岡崎警察署に提出して下さい。
- 道路占用許可書は、申請者が協議書の回答を岡崎警察署から受理後、市へ提出されたのちに発行します。
- 申請内容によっては、一覧表以外の資料を求める場合があります。
- 法定外公共物占用等許可申請は、本一覧表に準ずる。

(占用記載例) 法定外公共物占用等許可申請書

新規	更新	変更	土第	号
			年	月
				日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

※提出日を記入

(宛先) 岡崎市長様

〒444-8601

住 所 岡崎市十王町2丁目9番地

氏 名 十王 太郎

担当者 岡崎 一郎

T E L 0564-23-6000

岡崎市法定外公共物管理条例第5条1項の規定により許可を申請します。

※道路使用許可申請の期間に係わらず、余裕を持った工期とすること

占用の目的	仮設足場設置（占用物が鉄板敷の場合は「鉄板敷」に変えてください） （岡崎市法定外公共物管理条例第4条第1号該当）		
占用の場所	岡崎市〇〇町字□丁目△番地 地先		
占用物件	名 称	規 模	数 量
	仮設足場	長さ2.0m×出幅0.56m	A=1.2㎡ ※小数点第二位を切り上げ
占用の期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで	間	占用物件の構造 別紙のとおり
工事の時期	令和〇〇年〇〇月〇〇日から (令和〇〇年〇〇月〇〇日まで) ※変更の場合 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで	間	工事実施の方法 別紙のとおり
復旧方法	別紙のとおり	添付書類	位置図、工事仕様書、平面図、断面図、写真他
備考 本申請は、法定外公共物管理条例第11条7号に該当するため、同法施行規則第4条に記載の通り減免願います。 ※敷き鉄板の場合、占用料が免除になるため記載してください。足場のみの場合は記載不要。			

- 記載要項
- | | | |
|----|----|----|
| 新規 | 更新 | 変更 |
|----|----|----|

1

については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書または回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 2
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。

3

4

工 事 仕 様 書

- 1 工事に要する費用は、すべて申請人で負担します。
- 2 工事において、道路・水路等の公共施設は損傷しないよう十分注意しますが、万一損傷した場合には係員に連絡し、その指示により申請人の責任で速やかに復旧します。
- 3 工事の施行に際しては、添付図面及び仕様書に基づき施工します。
- 4 愛知県道路工事保安設備設置基準に基づき工事標識・保安設備等を完備し、夜間は注意灯を設け一般通行人及び付近住民に危険を及ぼさないように措置します。
- 5 工事用材料は、別に指示のない限り日本工業規格等により検査及び試験に合格した物を使用しますが、変質等の恐れがある物は使用しません。
- 6 工事用材料の規格・種類及び使用箇所は、添付図面に明示します。
- 7 工事中は、豪雨、出水、その他の天災に対しては十分な注意を払い、常にこれに対処できるよう準備しておきます。
- 8 工事完了後は、速やかに工程写真、出来形写真その他関係書類を提出し、係員の検査を受けます。
- 9 その他の事項については、愛知県建設部「工事標準仕様書」によるほか、係員の指示に従い施工します。
- 10 工事の設計及び施工は次の者が担当します。

設 計 社 名 株式会社〇〇〇〇 担当者 〇〇 〇〇

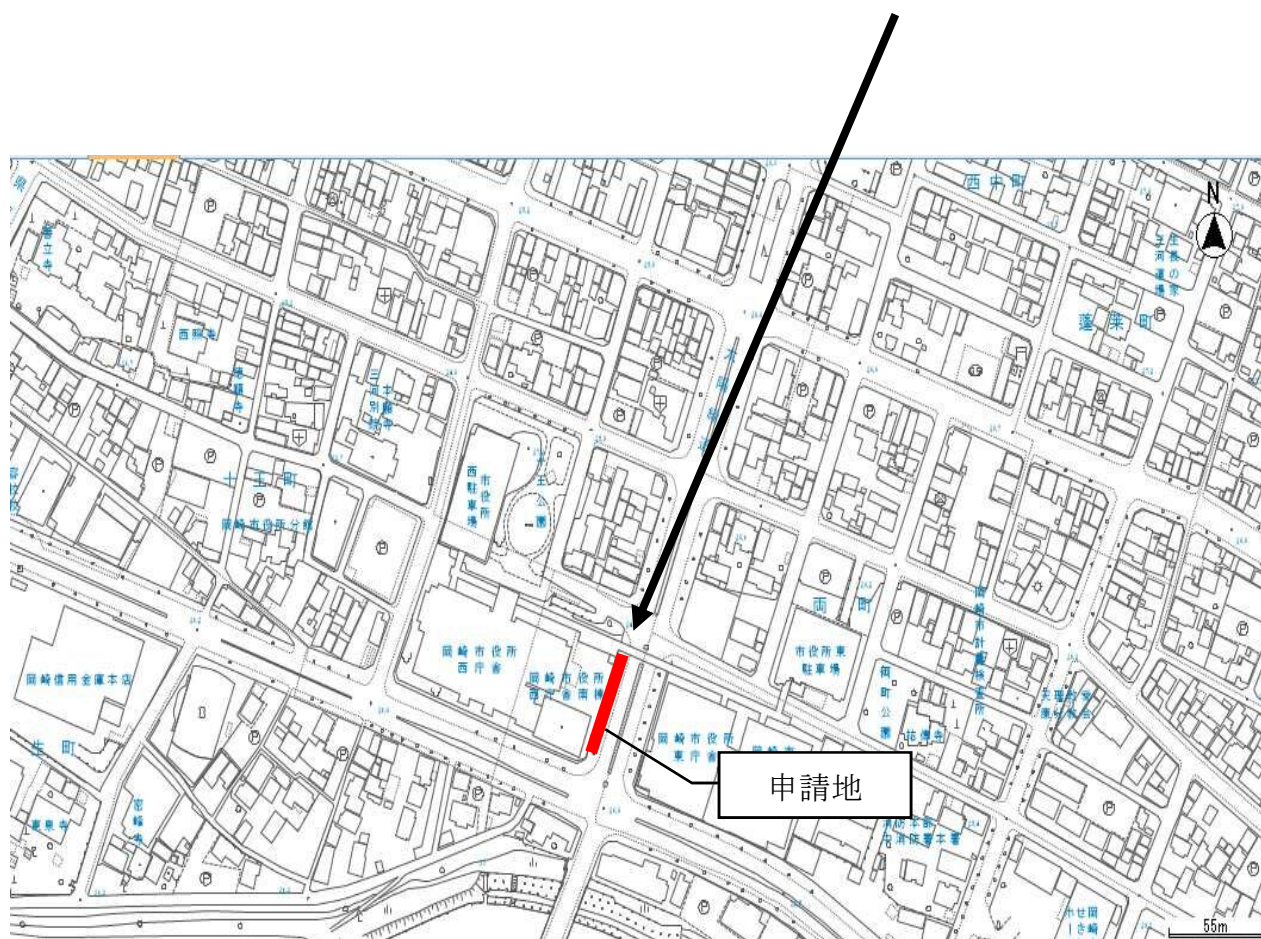
電 話 < 〇〇〇 > 〇〇〇 - 〇〇〇 番
F A X < 〇〇〇 > 〇〇〇 - 〇〇〇 番

施 工 社 名 株式会社〇〇〇〇 担当者 〇〇 〇〇

電 話 < 〇〇〇 > 〇〇〇 - 〇〇〇 番
F A X < 〇〇〇 > 〇〇〇 - 〇〇〇 番

位置図

主な明示事項	留意事項
・ 申請地	申請する箇所を明示
・ 方位	→（占有範囲を色付け）
・ 目標となる施設 など	学校、公園などの位置を記載

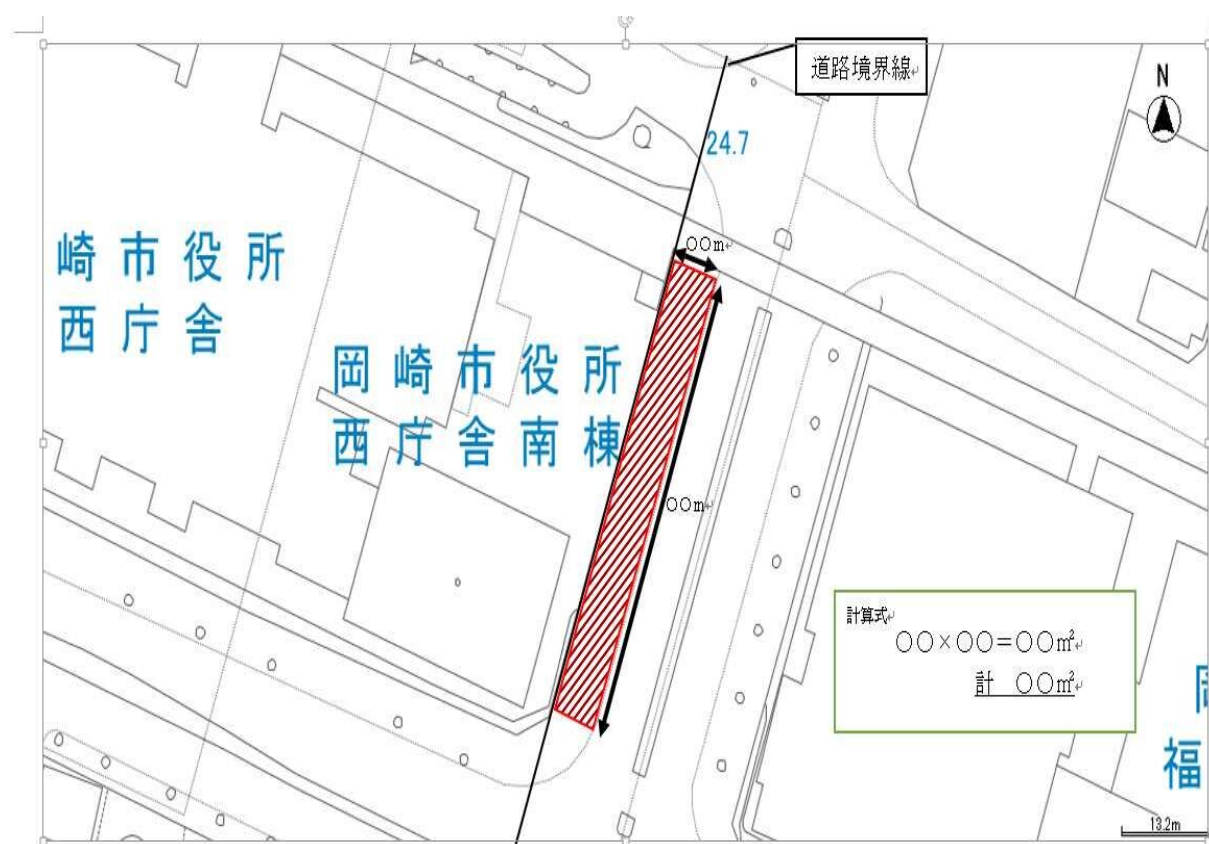


(添付書類 7、8、9)

求積図

平面図

主な明示事項	留意事項
・ 道路境界	官民境界を明示
・ 求積の計算式	占用面積がわかるように計算式を記載
・ 占用出幅	境界からの出幅記載
・ 占用延長	長さを記載
・ 道路の有効幅員 など	道路幅員の記載



(添付書類 10、11、12)

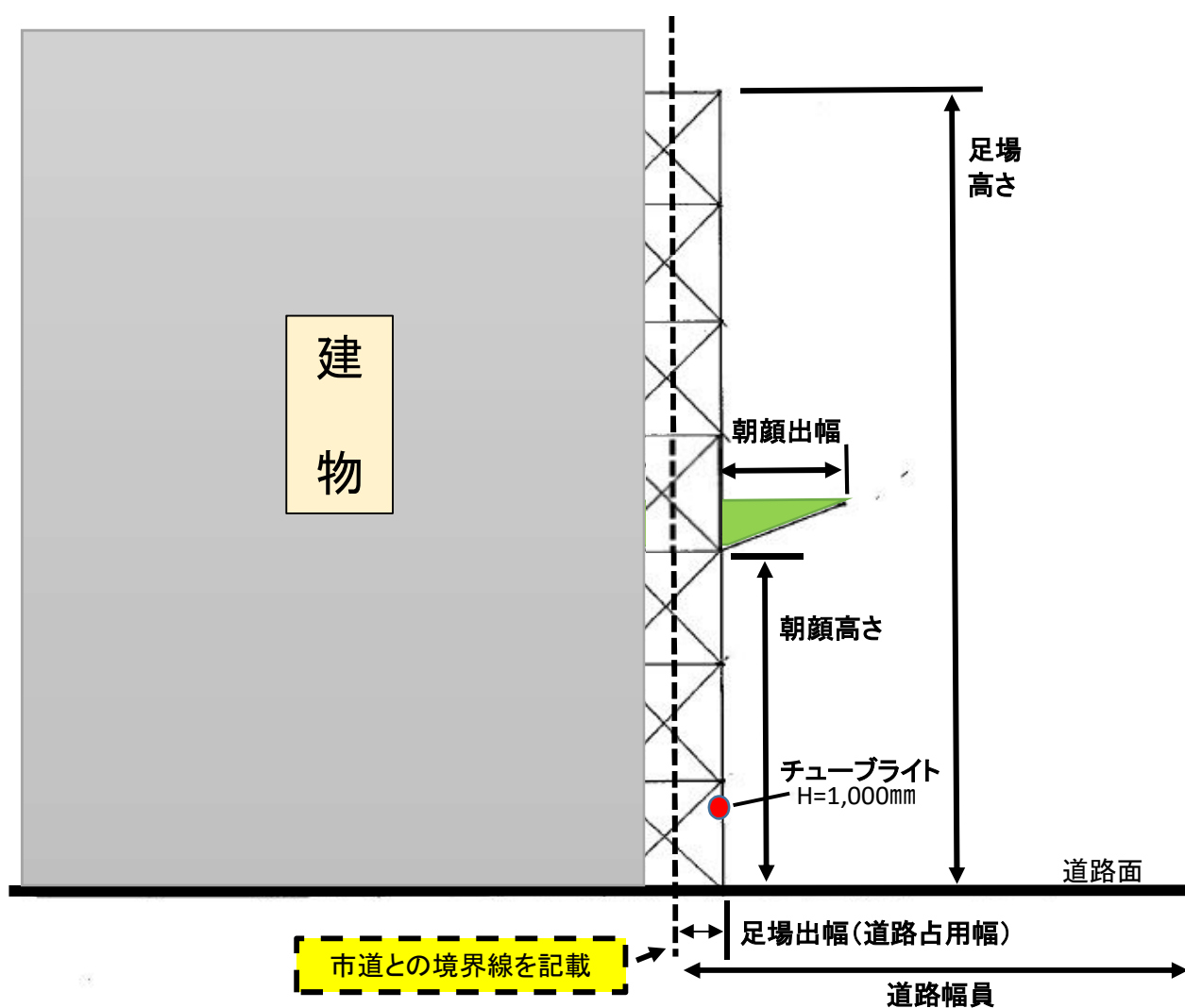
横断図

側面図

※夜間安全対策でのチューブライト(保安灯)を路面から $H=1000\text{mm}$ (1.0m)の高さに設置してください。

※道路・歩道との設置面へ敷板等で養生する旨を記載してください。

※朝顔(保護棚)の設置(高さ・出幅)については、愛知県の設置基準に従ってください。
(別紙の誓約書にも記載してあります。)



(添付書類 10、11、12)

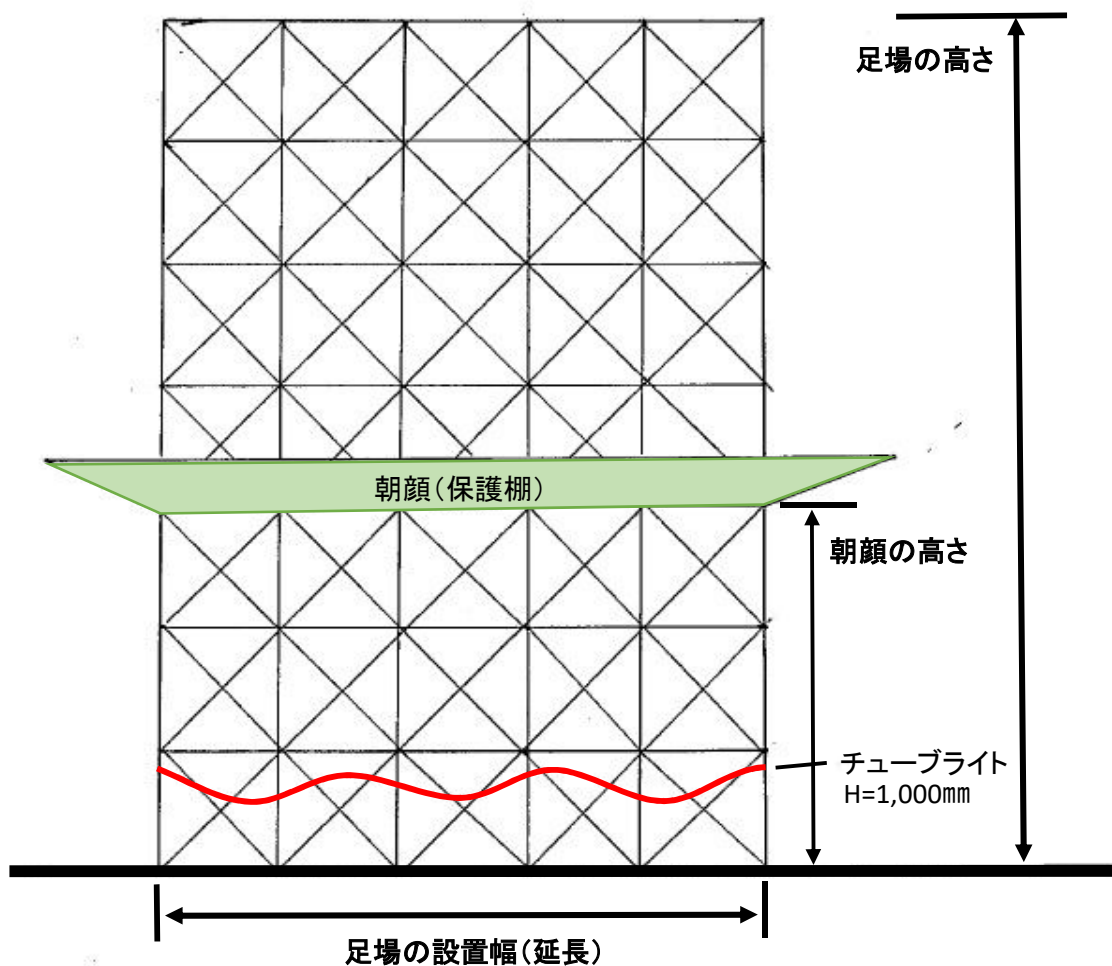
正面図

立面図

※夜間安全対策でのチューブライト(保安灯)を路面から $H=1000\text{mm}$ (1.0m)の高さに設置してください。

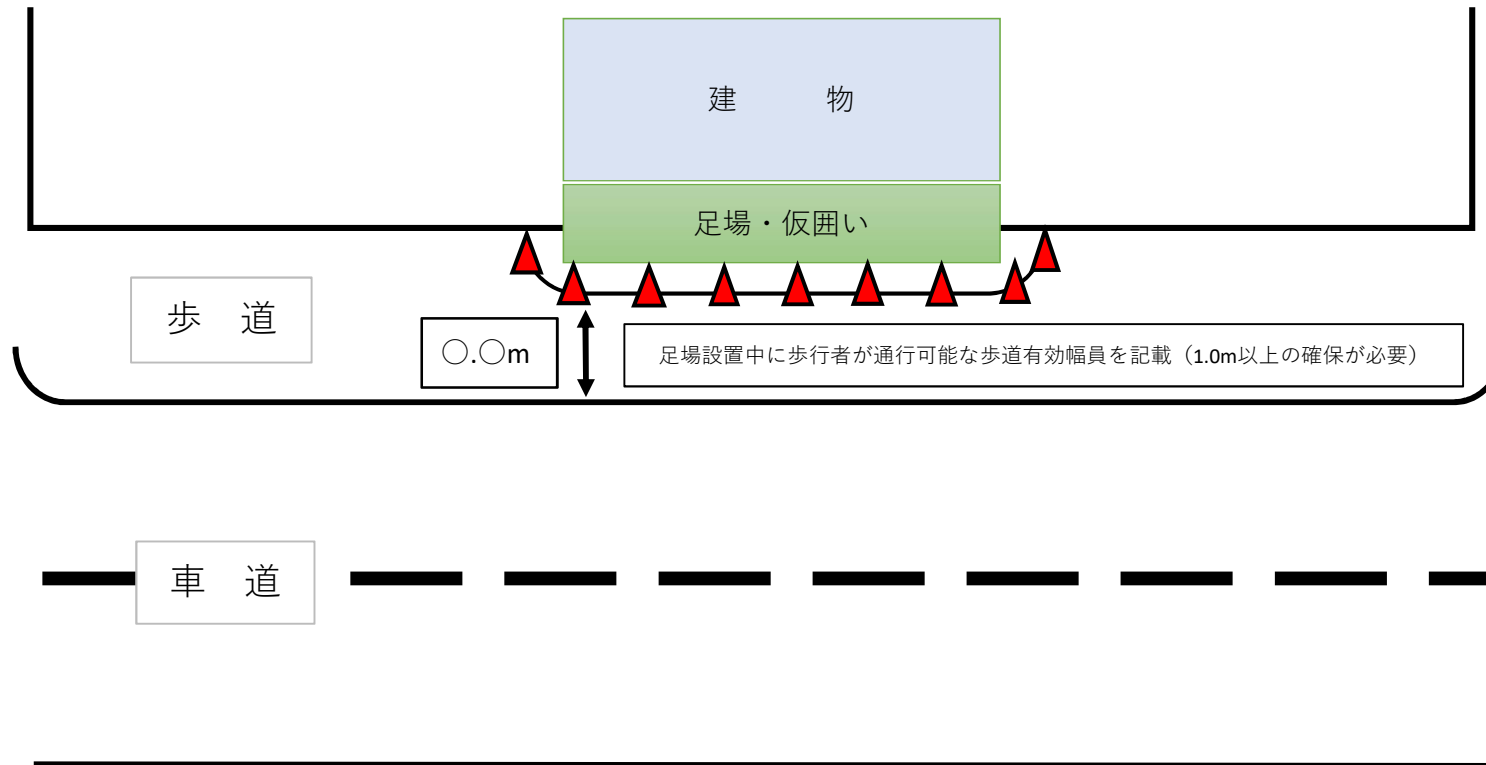
※道路・歩道との設置面へ敷板等で養生する旨を記載してください。

※朝顔(保護棚)の設置(高さ・出幅)については、愛知県の設置基準に従ってください。
(別紙の誓約書にも記載してあります。)



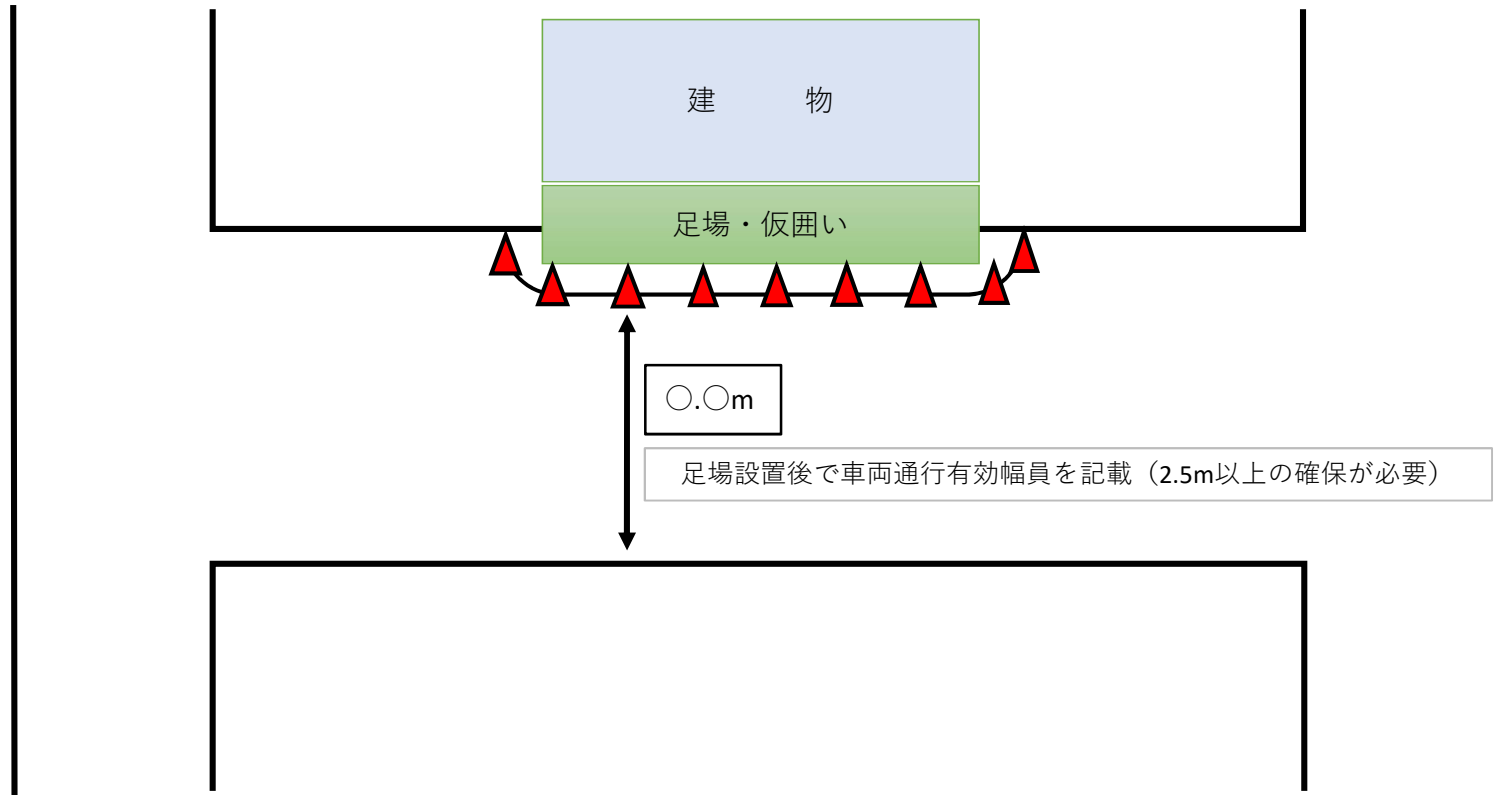
足場設置期間中の保安設備設置図 《記載例》

パターン【歩道あり】



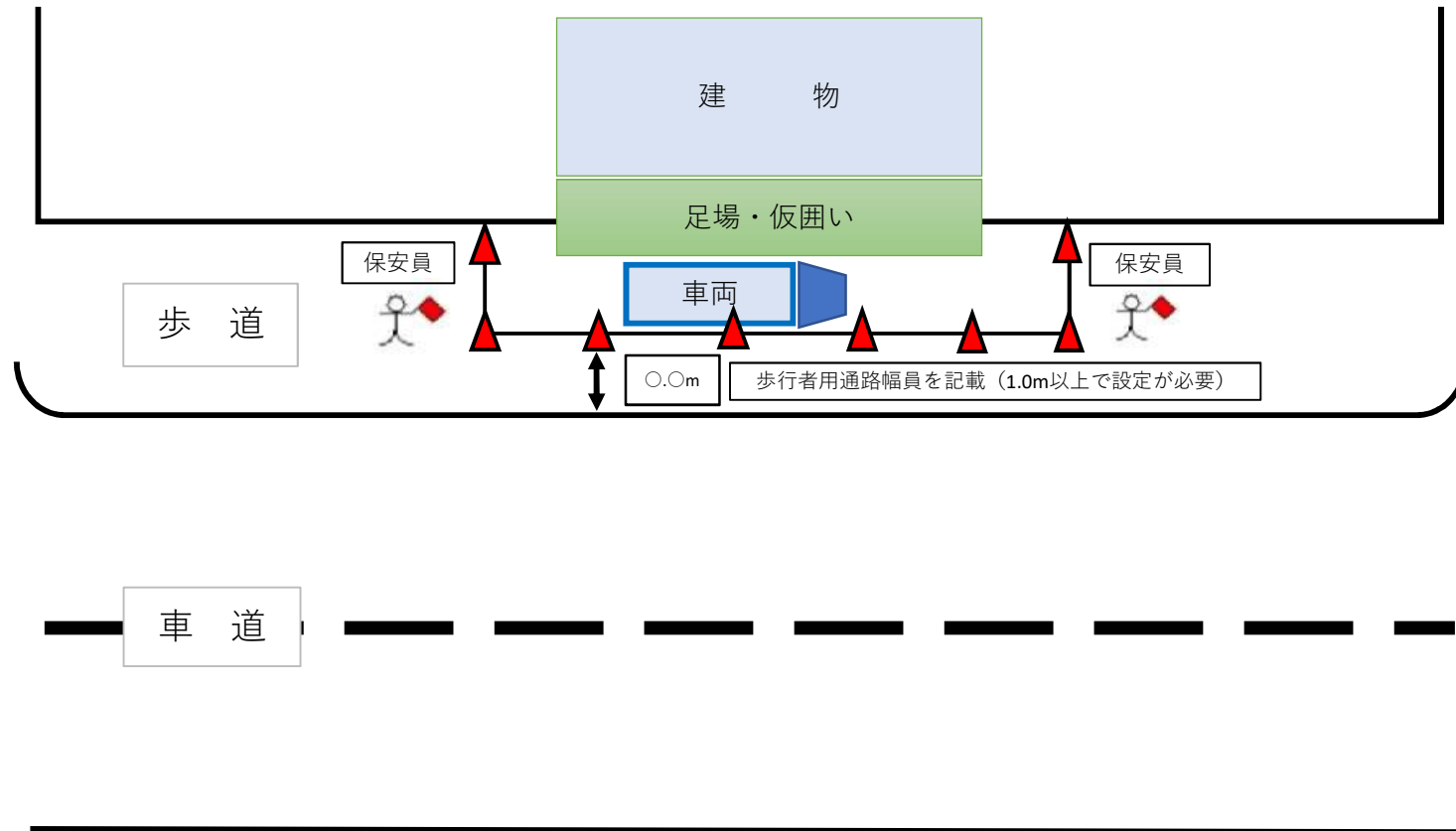
足場設置期間中の保安設備設置図 《記載例》

パターン【歩道なし】



足場設置・撤去作業時の保安設備設置図 《記載例》

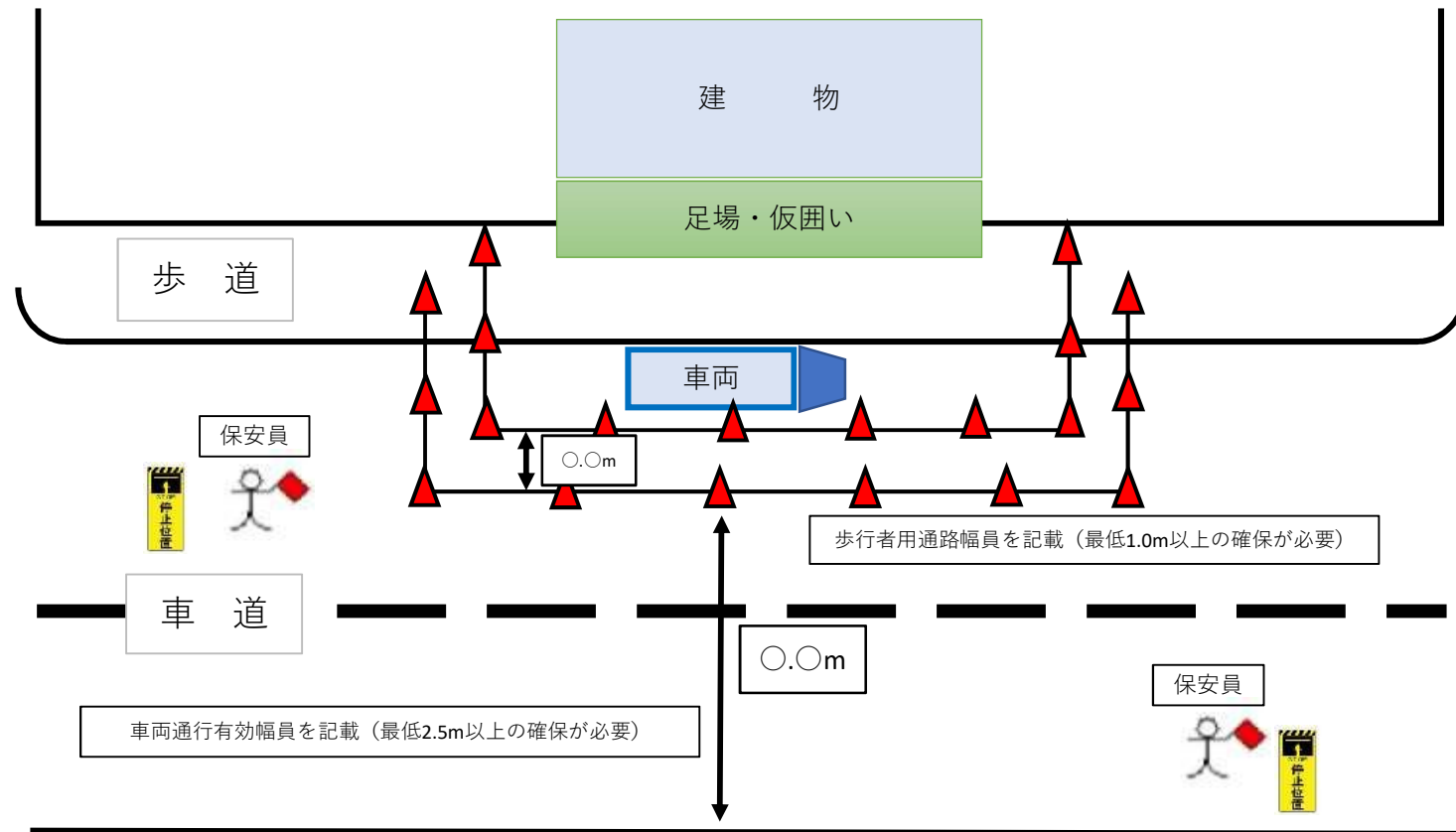
パターン【歩道あり】



※設置・撤去作業が敷地内（民地）で収まり、道路や歩道に規制がかからない場合は設置作業時における保安設備図は不要です。
その場合は、申請書備考欄や図面等に『設置・撤去作業は敷地内（民地）で行うため、通行規制なし』等の記載してください。

足場設置・撤去作業時の保安設備設置図 《記載例》

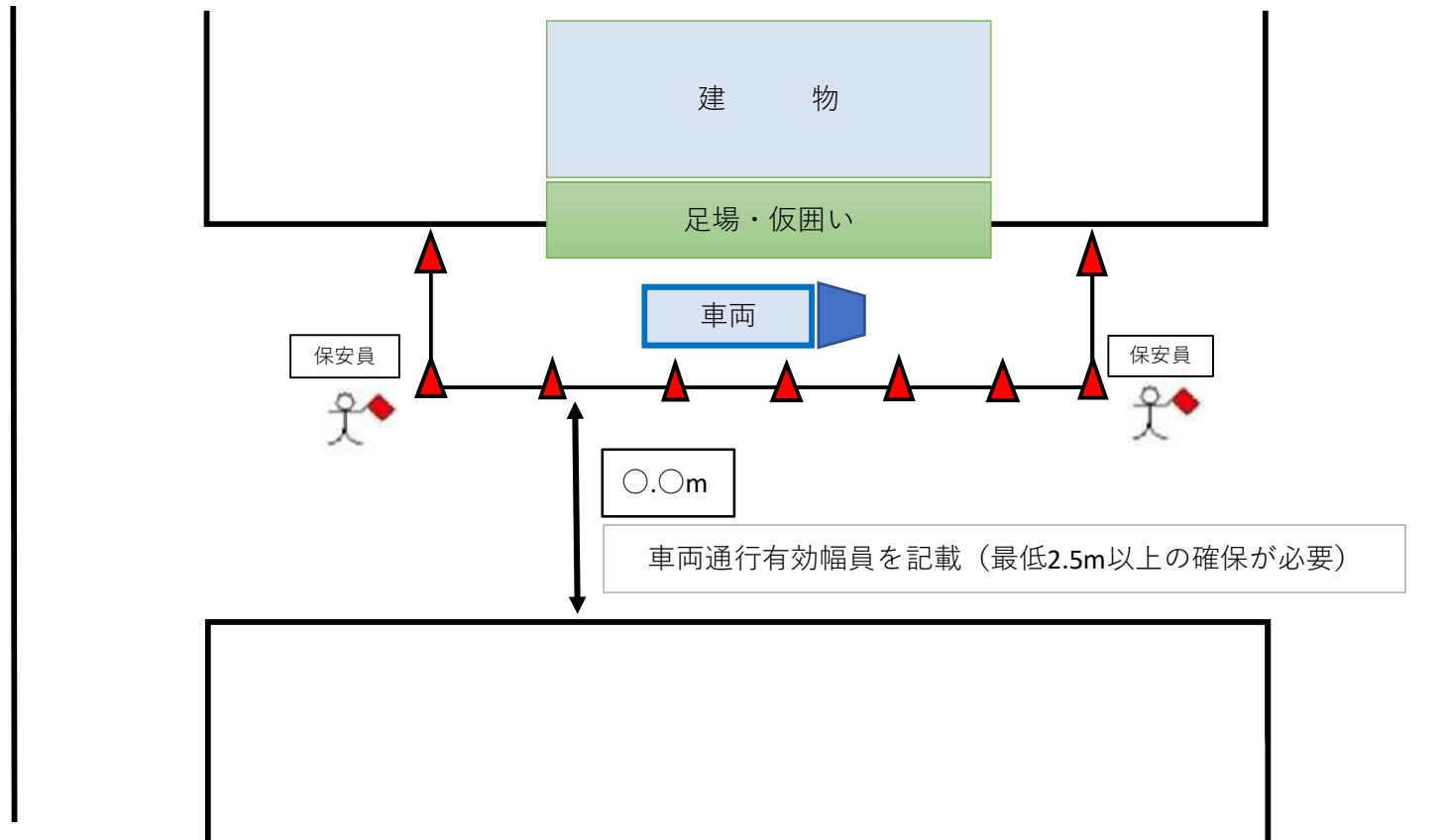
パターン【歩道あり】 ★歩行者用通路を別に設ける場合



※設置・撤去作業が敷地内（民地）で収まり、道路や歩道に規制がかからない場合は設置作業時における保安設備図は不要です。
その場合は、申請書備考欄や図面等に『設置・撤去作業は敷地内（民地）で行うため、通行規制なし』等の記載してください。

足場設置・撤去作業時の保安設備設置図 《記載例》

パターン【歩道なし】



※設置・撤去作業が敷地内（民地）で収まり、道路や歩道に規制がかからない場合は設置作業時における保安設備図は不要です。
その場合は、申請書備考欄や図面等に『設置・撤去作業は敷地内（民地）で行うため、通行規制なし』等の記載してください。

足場・仮囲いの高さが 10 メートルを超える場合には、
こちらの誓約書の提出をお願いします。

(添付書類 25)

誓 約 書

足場・仮囲での占用申請等を提出するにあたっては、関係法令や条例、その他関係規則等を遵守します。

(申請者名) 株式会社〇〇〇〇

○ 足場設置における保護柵（防護柵、朝顔）について

工事を行う部分が道路面から 10 メートル以上の高さになる場合は、
「建築基準法施行令」「労働安全衛生規則」「国土交通省 建設工事公衆災害防止対策要綱」
により保護柵（防護柵、朝顔）の設置が必要とされています。

【保護柵を設置する場合の条件】

- ☐ 出幅は、足場から 2 メートル以上とすること。
- ☐ 保護柵（1 段目）を足場に取り付ける位置は、道路面から、車道上は 5 メートル以上、歩道上は 3 メートル以上とすること。ただし、いずれの場合も道路面から 10 メートル以内とすること。
- ☐ 保護柵の設置段数は、工事を行う部分の高さが道路面から 10 メートル以上の場合は 1 段以上、20 メートル以上の場合は 2 段以上とすること。
その際、足場が道路に出ずに工事敷地内に納まる場合であっても、その設置位置が道路境界から 2 メートル未満のときは、基準どおり保護柵の設置をすること。
壁面の塗装などで、保護柵の設置段数は工事を行う部分の高さに関わらず 1 段以上とすることができる。ただし、足場組立て解体時の落下物の危険は排除できないため、歩行者の作業範囲への立ち入り防止対策を添付すること。立ち入り防止対策が取れない理由がある場合は基準どおりの保護柵の設置をすること。
- ☐ 足場の前面だけでなく、側面にも設置すること。なお、足場の側面に保護柵を設置できない場合は、これに代わる落下物防止措置を行うこと。
足場の側面に保護柵を設置できない場合は、その理由を記載すること。
保護柵が隣地前面の道路上空に及ぶ場合は、隣地所有者の承諾書の写しを提出すること。

○ 労働基準監督署への機械等設置届について

労働基準法等により足場等設置の場合は、高さが 10 メートル以上で、設置から解体まで 60 日以上かかる場合は、設置工事の 30 日前までに所轄の労働基準監督署に「機械等設置届」を提出する必要がある。（労働基準法第 88 条）

(裏面につづく)

(関係法令等)

労働安全衛生規則

(物体の落下による危険の防止)

第 537 条 事業者は、作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼす恐れのあるときは、防網の設置を設け、立入区域を設定する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

建築基準法施行令

第 136 条の 5 建築工事等において工事現場の境界線から水平距離が 5 メートル以内で、かつ、地盤面からの高さが 3 メートル以上の場所からくず、ごみその他飛散するおそれのある物を投下する場合においては、ダストシュートを用いる等当該くず、ごみ等が工事現場の周辺に飛散することを防止するための措置を講じなければならない。

2 建築工事等を行なう場合において、建築のための工事をする部分が工事現場の境界線から水平距離が 5 メートル以内で、かつ、地盤面から高さが 7 メートル以上にあるとき、その他はつり、除去、外壁の修繕等に伴う落下物によって工事現場の周辺に危害を生ずるおそれがあるときは、国土交通大臣の定める基準従って、工事現場の周囲その他危害防止上必要な部分を鉄網又は帆布でおおう等落下物による危害を防止するための措置を講じなければならない。

国土交通省 建設工事公衆災害防止対策要綱

第 28 防護棚 施工者は、建築工事を行う部分から、ふ角 75 度を超える範囲又は水平距離 5 メートル以内の範囲に隣家、一般の交通その他の用に供せられている場所がある場合には、本章第 27 (外部足場) の規定に基づくほか、落下物による危害を防止するため、次の各号に定めるところにより防護棚を設けなければならない。ただし、特殊な施工方法による場合においては、想定される落下物の状況に応じた適切な措置を講ずることによりこれに代えることができる。一 建築工事を行う部分が、地盤面からの高さが 10 メートル以上の場合にあつては 1 段以上、20 メートル以上の場合にあつては 2 段以上設けること。二 最下段の防護棚は、建築工事を行う部分の下 10 メートル以内の位置に設けること。なお、外部足場の外側より水平距離で 2 メートル以上の出のある歩道防護構台を設けた場合は、最下段の防護棚は省略することができること。三 防護棚は、すき間がないもので、十分な耐力を有する適正な厚さであること。四 骨組の外側から水平距離で 2 メートル以上突出させ、水平面となす角度を 20 度以上とし、風圧、振動、衝撃、雪荷重等で脱落しないよう骨組に堅固に取り付けること。2 施工者は、防護棚を道路上空に設ける場合には、道路管理者及び所轄警察署長の許可を受けなければならない。

(参考：愛知県公式 Web 足場・仮囲の審査基準、厚生労働省 HP、国土交通省 HP)